

墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）
新旧対照表

改 正 案	現 行
（対象者） 第 3 条 〔略〕 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな い。 〔略〕 <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）による支援給付を受けている者</u> ・ 〔略〕	〔同左〕 第 3 条 〔略〕 2 〔同左〕 〔略〕 <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）による支援給付を受けている者</u> ・ 〔略〕

付 則

この条例は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。